

# 全国伝統薬連絡協議会

**設立:** 平成20年10月1日

**目的:** 伝統薬の存続及び伝統薬の提供を通して生活者の健康支援を実現する

**会員:** 現在40社(18都府県)

**役員:**

会長: 井原正登 日野製薬  
副会長: 日向靖成 奥田又右衛門膏本舗  
理事: 亀田利一 亀田利三郎薬舗  
渡部展行 渡部晴光堂  
綾部隆一 再春館製薬所

相談役: 加次井商太郎 ハツ目製薬

**通信販売顧客数:** 約23万人(会員掌握分)

## 〈主な活動〉

### ○省令施行前(平成21年5月31日以前)

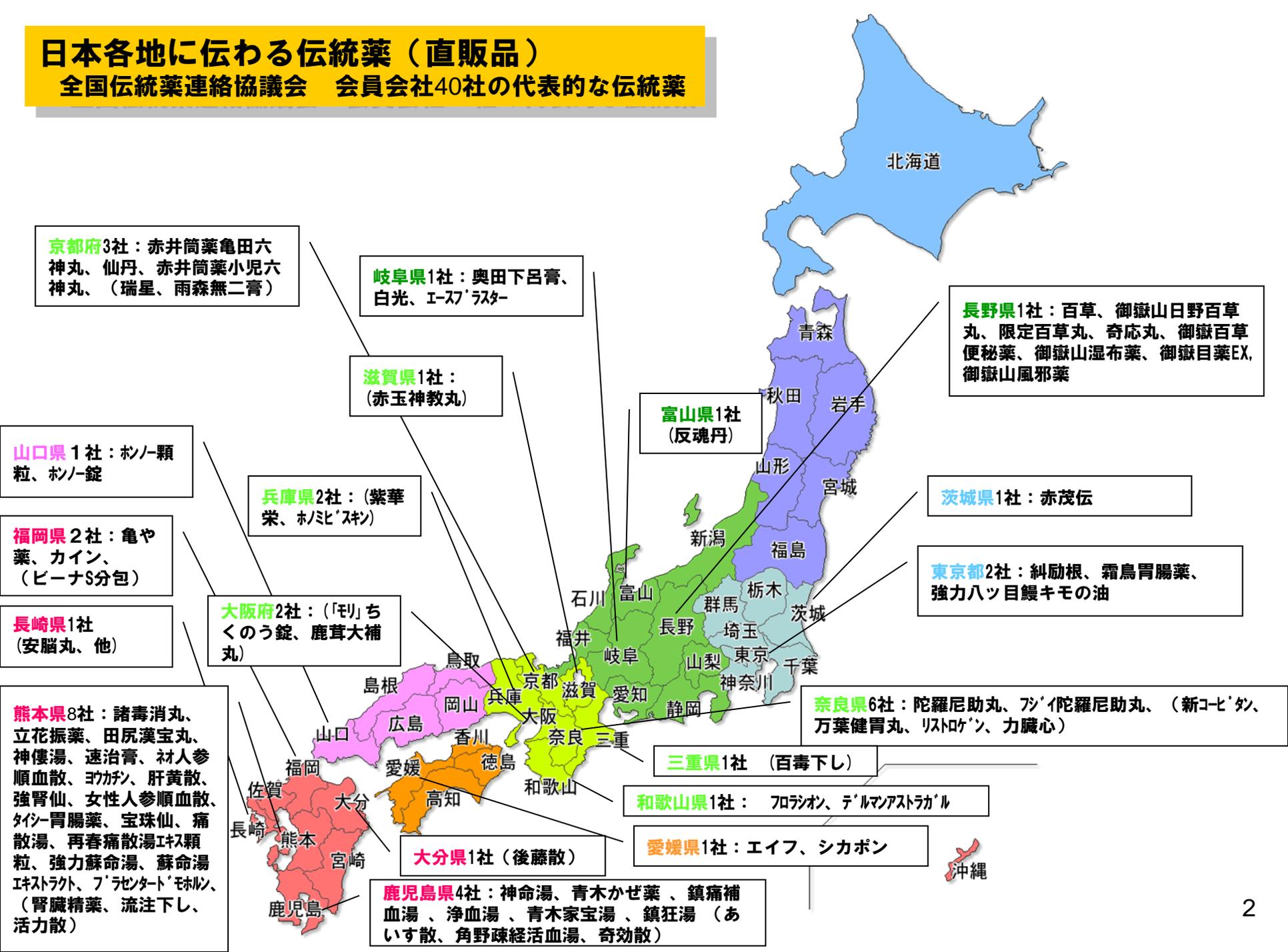
- 国、各都府県に省令案の見直しの要望
- 厚生労働大臣直轄の検討会において、電話での対話に基づく伝統薬販売の歴史及び販売の妥当性を主張
- 衆議院選挙 ⇒ 政党マニフェストへの記載要請

### ○省令施行後(平成21年6月1日以降)

- 電話による対話販売と対面販売の同等性を国及び関係県に主張
- 規制を受けた他団体との連携強化
- 関係法令の見直し実現を政党に働きかけ
- 規制の反対署名(国民約6万名分)を国に提出
- 規制制度改革の分科会に制度改革を要望
- 伝統薬の新たな販売の仕組みづくりを国に提案
- 内閣府及び内閣官房に、制度見直しを国民の声として提出し、規制仕分会議に参加して証言
- JACDS有識者会議で実情説明
- 本検討会での伝統薬販売の復活を国に要望

# 日本各地に伝わる伝統薬（直販品）

全国伝統薬連絡協議会 会員会社40社の代表的な伝統薬



# 伝統薬の販売

---

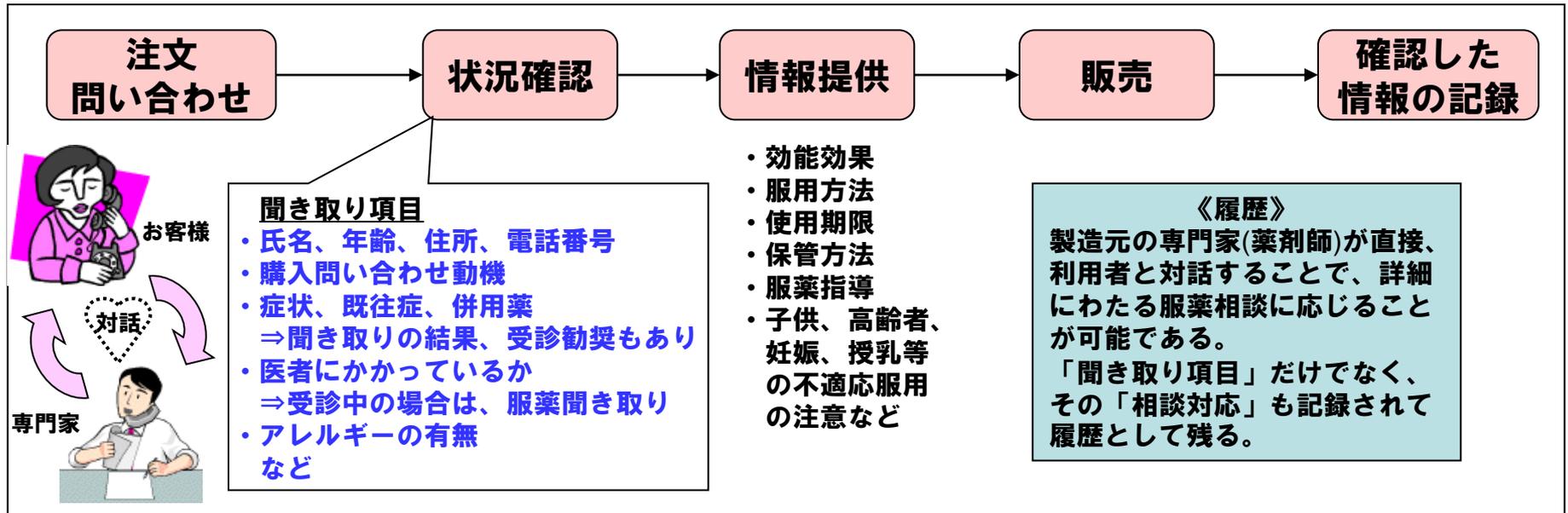
全国伝統薬連絡協議会に加盟している会社が製造販売している薬には、遠く奈良時代、室町時代から服用されてきたものから、昭和時代に開発された薬がある

●当初は直営店での販売が主体であったが、口コミや宣伝で知名度が上がり、普及するにつれ、遠方のお客様の購入希望に対応するために自然発生的に通信販売で薬を販売するようになった

●省令で規制される前にお客様の要望でネット販売を開始した会社もある

●地域的に知名度があり、その地域のドラッグストアで販売している薬もあるが、全国的には知名度が低いので全国のドラッグストアでは販売されていない

# 伝統薬の販売方法の例



伝統薬の製造販売業者は、製品の安全性はもちろんのこと、医薬品の全ての責任を担うため、製造から販売までのすべてを一元に管理しながら、お客様ひとりひとりに「安心と信頼」のある医薬品の提供を心がけてきた。

それは、生活者から信頼される「かかりつけ薬局」の目指すところと同じである。

今後、ますます専門家の資質向上に努め、さらに伝統薬が国民の健康維持のための一助を担えるように環境を整えていきたい。

# 医薬品の郵便等販売への影響についての調査結果

調査依頼：全国伝統薬連絡協議会会員企業40社（調査実施期間：H25年2月）

医薬品の売上総額に占める  
郵便等販売の売上比率

割合	企業数
10%未満	4
10～20%未満	1
20～30%未満	4
30～40%未満	5
40～50%未満	2
50～60%未満	3
60～100%	6
休止中	1

回答数26社：平均39.3%

郵便等販売の売上げへの影響

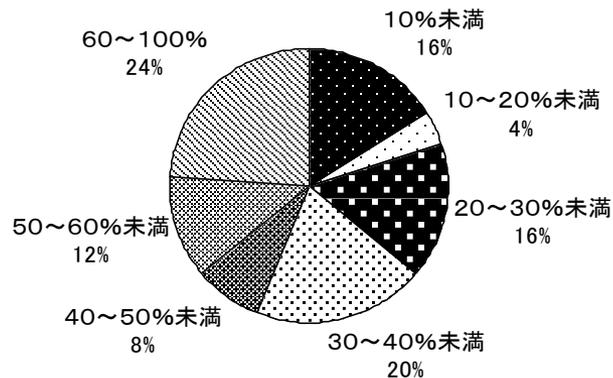
売上げへの影響	企業数
1 増加	0
2 減少	26

回答数26社

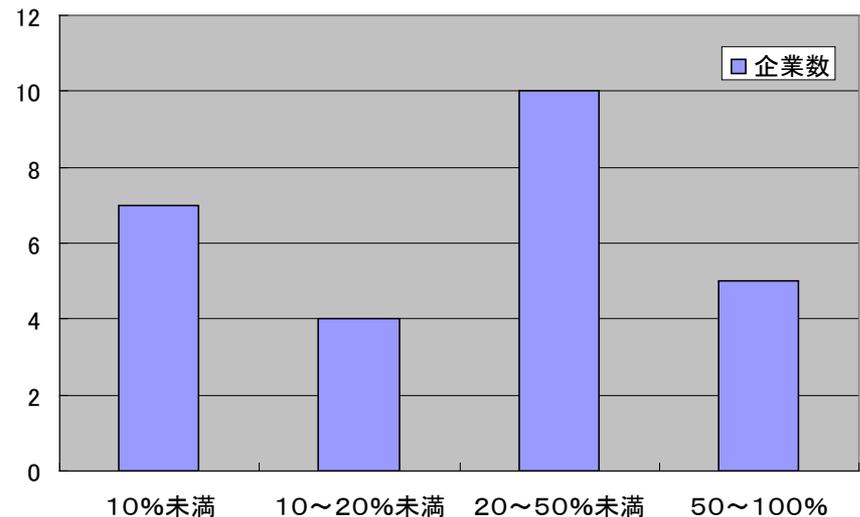
減少の割合	企業数
10%未満	7
10～20%未満	4
20～50%未満	10
50～100%	5



医薬品の売上総額に占める郵便等販売の売上比率



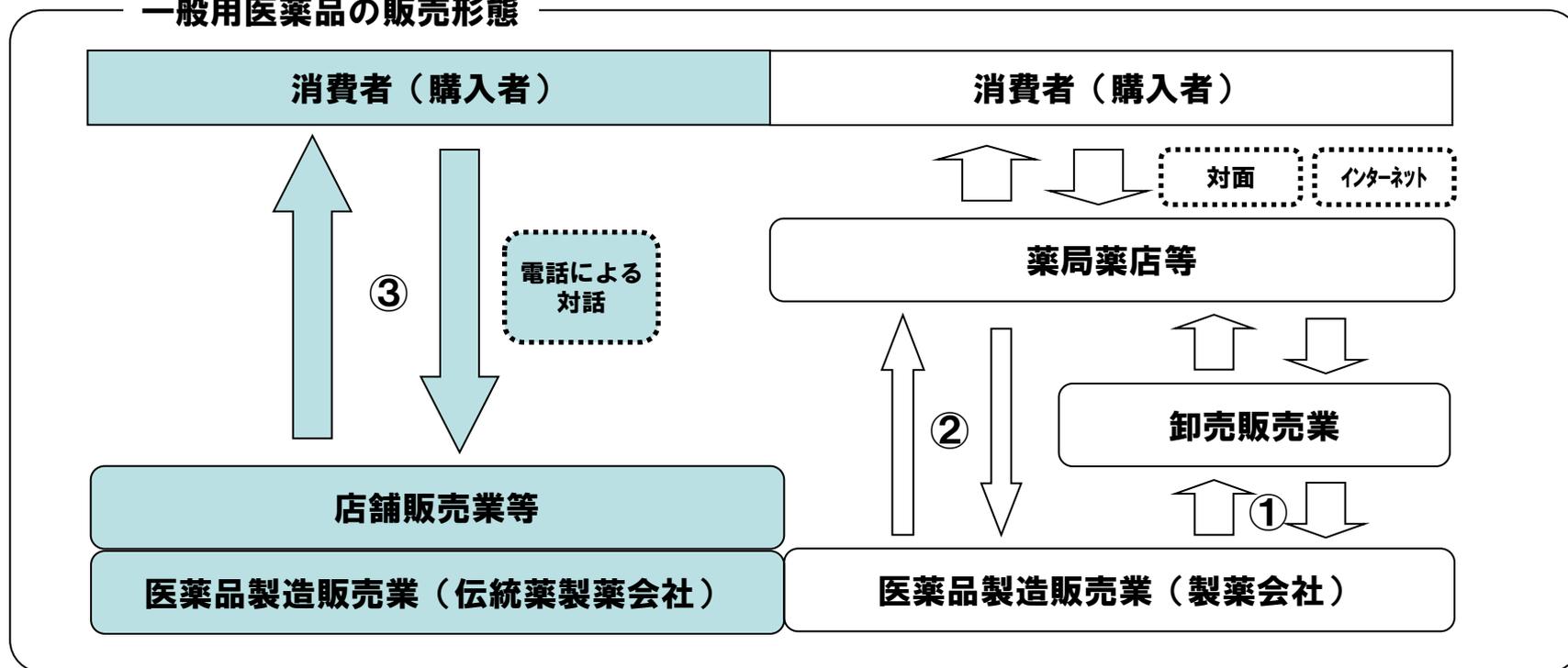
郵便等販売の売上減少比率



⇒ 経営危機が懸念される（伝統薬の消失：別紙） 5

# 通販以外の販路の検討

## 一般用医薬品の販売形態



## 直販から薬局・薬店（ドラッグストア）・配置販売への移行が可能かの検討

- 全国約15%の地区がカバーできない
- 売上高大幅減と経費増で採算が取れず、大幅な値上げ
- お客様との安全確保のための対話がなくなり、信頼関係が薄れる
- お客様にとって手間が増え、値上りする等メリットがない

## 結論

- 移行不可能
- 規制緩和の要望

# 改正省令施行後の「伝統薬の販売見直し」等の国への要望経緯

## 1 電話による通信販売と対面販売の同等性の主張(平成21年12月17日)

電話での通信販売と対面販売との比較(関係団体、企業、専門家の意見を集約)

- ①購入者の属性・状態把握②即時の応答指導
- ③意思疎通の柔軟性④専門家による情報提供の確認
- ⑤製品・添付文書等での説明

意見集約の結果、電話での通信販売と対面販売は、全く遜色のない販売形態であるとの結論

厚生労働大臣への要望

医薬品の通信販売規制についての抜本的見直し

## 2 伝統薬の新しい販売方式に関する提案(平成22年11月19日)(平成23年2月28日)

現行制度もとで、薬局・薬店・ドラッグ・配置販売への移行が可能かの検討(別紙)

全国の伝統薬愛用者のエリアをカバーできない、伝統薬会社の採算が取れない、利用者にとってメリットがないことなどから移行が不可能との結論(別紙)

厚生労働大臣への要望

- ・国民の自己責任で選択できる「選択付き対面応談」の制度化
- ・「電話等による販売が」対面と同等であることの第3者による検証
- ・「離島居住者や継続使用者」と対象者を限定せずに、経過措置の延長

# 参考：伝統薬の消失

・飛鳥時代・奈良時代(700年～)「陀羅尼助」「奇効丸」  
・鎌倉時代・室町時代(1200～) 「豊心丹」「奇応丸」「混元丹」

・江戸時代(1600年～) 「反魂丹」「万金丹」「万金膏」「百草」「諸毒消丸」「加世田血脳薬」「一粒丸」

・明治以降(1900年～) 「一等丸」「宝丹」「熊参丸」「大田胃散」「恵命我神散」「赤玉はら薬」  
「健のう丸」「百毒下し」「打身丸薬」「金創膏」「トクホン」「浅田飴」「改源」「鼻療」「龍角散」「命の母」  
「蘇命散」「実母散」「中将湯」「亀田六神丸」「救心」「敬震丹」「養命酒」「宇津救命丸」「大学目薬」  
「神教丸」「萬能膏」「紫雪」「蘇命散」「和中散」「畳屋薬」「奥田家下呂膏」「後藤散」「忍術丸」「感應丸」  
「翁丸」「千金丹」「蝦蟇の油」「百毒下し」「鼻蓄丸」「百草丸」「湯の花」「無二膏」「速治膏」「黒焼」  
「ハツ目鰻キモの油」「赤缶」「正露丸」「赤茂傳」「人参順血散」「肝油」「七ふく」「龍角散」「仁丹」「恵痔」  
「亀や薬」「エビオス」「三光丸」「活力散」「『モリ』ちくのう錠」「大師丸」「熊丹円」「肝黄散」  
「神命湯」「白鳳丹」「乾坤」「強腎仙」「安脳丸」「腰専門」「立効丸」「智光」ほか

※『日本の名薬』『日本の伝承薬』『妙薬探訪』より抜粋

## すでに消失した伝統薬の例

「万金膏」「万能膏」「福田蘇命散」「紅花」  
「和中散」「井上目洗薬」「鼻蓄丸」「健中」  
「錦袋」「四目屋薬」「袖の梅」「蝨うせ薬」「朔日丸」  
「混元丹」「陽光錠」「聖快散」「玄勝散」  
「邑田神薬」「大人司命丸」「一回膏」「風断」ほか

## すでに廃業した伝統薬メーカーの例

「古沢松緑堂薬局」「井上清七薬房」「一天堂」  
「岩田盛進堂」「杏雲堂製薬」「司命堂製薬所」  
「種村製薬」「若田太右衛門商店」「大木製造」  
「邑田資生堂」「久下製薬」「足高製薬所」「植島製薬所」  
「濱碇薬館」「上野宗念堂」「上野製薬所」  
「松崎謙和堂」「吉原飛鳥園」「養寿堂製薬」  
「井上薬品工業」「扇屋薬品本舗」「吉井日昇堂」  
「岩崎釣鐘鳥居堂」「回生堂薬局」ほか

## 伝統薬消失の主な理由

・売薬規制 ・製造技術の変革  
・製造及び品質管理規則の実施  
・新薬の台頭 ・相談薬局の消失  
・知名度低下と薬局取り扱い減少による経営難

## ★例えばこんな名薬が消失しています

「万金膏」(まんきんこう)  
宝永六年(1709)尾張国浅井村に伝承としても残る一子相伝の家伝薬。宋代の漢方処方書「和剂局方」をルーツとする浅井万金膏は、打ち身・捻挫などの特効薬として江戸時代の尾張名物に数えられるほど有名となり、以来二百数十年にわたり製造販売が続けられてきた。  
ところが、合成の湿布薬の量産やGMPなどによって存亡の危機に陥り、1997年に消失した。もう二度とこの名薬が蘇ることはない。

「陀羅尼助丸」「百草」「百草丸」  
「日野奇応丸」「諸毒消丸」「ハツ目鰻キモの油」  
「亀田六神丸」「奥田家下呂膏」「後藤散」「万葉健胃丸」  
「赤玉はら薬」「安脳丸」「速治膏」「活力散」「ネオ人参順血散」  
「神命湯」「加世田血脳薬」「赤玉神教丸」「反魂丹」  
「赤茂傳」「金創膏」「『モリ』ちくのう錠」「流注下し」  
「奇効散」「亀や薬」「瑞星」「強腎仙」  
ほか

# まとめ

---

## 窮状

- 零細な伝統薬企業の新規顧客獲得困難による売上減少
- 伝統薬により症状改善をしておられる患者の方々が伝統薬の入手不可能
- 日本の伝統文化である伝統薬製造の継承困難

## 要望

本検討会において、国民が安全・安心に一般用医薬品を購入できるように、全ての販売方式の新たなルールをご審議いただき、厚生労働省におかれては、早期にルールづくりを実現していただきたい